戦後補償訴訟における元徴用工問題と日韓関係

出石　直[1]
（NHK解説主幹）

はじめに

国交正常化から50年の節目の年だったことし2015年は、日韓関係のこれまでの歩みや将来のあるべき姿について様々な場で多様な意見が交わされた。しかし国交正常化を実現した日韓基本条約についての評価は日韓両国でかなりの差があったように思う。日本では日韓基本条約を善隣関係のスタートと位置付け肯定的に評価する論調が多かったのに対して、韓国では植民地支配の不当性についての論争に決着をつけられなかったことに焦点が当てられ65年体制の見直しや補完を求める意見が主流だった。

日韓基本条約と関連協定が玉虫色の政治決着、政治的妥協によるものだったことは衆目の一致するところであろう。1910年の韓国併合条約は当時の国際法において有効だったと主張する日本政府に対して、韓国側は源泉無効論を主張して譲らず、最終的には「もはや無効　already null and void」という起点を明示しないあいまいな表現で決着をみた。財産請求権問題についても、韓国側が「暴力と貪欲の支配」[2] に対する「過去の清算」を求めたのに対し、日本側はあくまでも植民地支配の合法性を主張し経済協力であるとして譲らなかった。

14年間の交渉を経て制定された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下、日韓請求権協定）」には、「財産及び請求権」と「経済協力」の因果関係についてはまったく触れられていない。同協定の第2条1にある「両締約国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題」が「完全かつ最終的に解決された」のかどうかについても両国間の争点として残されることとなった。

いずれにせよ、金銭の供与によって過去の清算を図ろうとした両国の目論見は50年を経て完全に挫折してしまった。“65年体制の制度疲労”の要因については数々の優れた分析が行われているところだが、いささか乱暴な言い方を許して頂けるのであれば“同床異夢から覚めてしまった”ということではなかろうか。たとえ異なる夢であっても睡眠中には軋轢はない。夢から覚めてしまったがために、互いの認識の違いを思い知り葛藤が生じてしまったのである。

本稿で取り上げる元徴用工の問題は“同床異夢の”典型である。日本側が見ていたのは「元徴用工の請求権は日韓請求権協定によって完全かつ最終的に解決され」「法的救済は与えられない」という夢であり、他方、韓国側が見ていたのは「国内措置によって救済され」「法的な救済も可能である」という夢だった。日本と韓国の裁判所で踏襲されてきた判断を根底から覆した2012年5月の韓国大法院の判決は、両国政府の心地よいまどろみを破るには十分な衝撃だった。この判決が確定すれば、日本政府は2007年4月の最高裁判決に安住することができなくなり、韓国政府も必要な立法措置をとらなかったとして立法不作為責任を問われかねない。日韓関係の根幹を揺るがす事態となることは必至である。

本稿は、政治の流れを縦糸に司法の流れを横糸にしながら、日韓請求権協定発効以降の日本、韓国、アメリカでの主な戦後補償訴訟の経緯をたどり、今後の両国関係に与える影響について考察するものである。なお本稿は大法院判決が確定していない段階のものであることをご了解頂きたい。年号は第2章以外すべて西暦表記とした。

1. 元徴用工問題の起源

元徴用工問題は、戦後、日本や韓国で提起された戦後補償訴訟や日韓両国政府による救済措置において、どのように位置づけられてきたのだろうか。まず元徴用工問題の起源から見ていきたい。

朝鮮半島出身者の日本内地への流入は1910年の併合直後から始まった。貧困や賃金格差を理由に縁故を頼ったり漁船による密航を企てたりして日本内地に渡った朝鮮人も少なくなかった。しかし朝鮮での労働力不足に加え、日本語能力の欠如や内地日本人との軋轢回避などの理由から、当初、朝鮮総督府は朝鮮人の内地渡航を抑制する政策を取り、朝鮮の労働力は主に朝鮮北部や満州開発に充てられていた。

日中戦争の拡大によって軍事関連産業の労働力不足が深刻になると、これに対処するため38年（昭和13年）4月、国家総動員法が公布され国家総動員体制が確立した。翌39年（昭和14年）7月4日には「労務動員実施計画綱領」が閣議決定され、日本内地の炭鉱などに配置する労働力として朝鮮半島からの労働者8万5000人が39年度分の供給目標数として計上された。これが労務動員計画による「広義の徴用」の嚆矢である。

同年7月8日には国家総動員法に基づく国民徴用令が勅令として公布され、日本内地では7月15日、朝鮮では10月1日に施行された。労務動員計画に基づく朝鮮人の日本内地への配置は、同年7月29日の「朝鮮人労働者内地移住に関する件」と同年9月1日の「朝鮮人労務者募集並渡航取扱要綱」によって定められた。具体的には、朝鮮総督府の募集許可を受けた事業者が労働者を募集し、確保した労働者の名簿を募集地の警察署長に提出し認定を受けたうえで日本内地に集団渡航させる「募集方式」によって行われた。しかしこの時点では朝鮮では徴用は発動されていなかった。これは植民地に対する人道的配慮からではなく、「日本人に較べて忠誠心が不十分ではない朝鮮人を多数、重要な職場に導入してよいのか」という“徴用されない差別”(3) ゆえであり、加えて行政機構が貧弱で徴用対象者への徴用令書の交付など膨大な事務量に対応できなかったことや、朝鮮人が多く動員されていた炭鉱が職場環境の整備を必要とする軍需工場の指定を受けていなかったなどの理由もあった。しかし徴用が発動されていなかったとはいえ、朝鮮での要員確保の実態は日本内地での徴用以上に厳しいものであった。

太平洋への戦火の拡大を受けて42年（昭和17年）2月13日には「朝鮮人労務者活用に関する件」が閣議決定、同年2月20日には「朝鮮人内地移住斡旋要綱」が発令され「官斡旋方式」による日本内地への労働者送出が開始された。事業者からの斡旋申請を受けて朝鮮総督府が地方行政組織に動員人数を割り振ることによって動員体制を強化するものだった。42年度からは労務動員計画が国民動員計画と名称が改められ5月26日に閣議決定された42年度の計画では12万人の朝鮮人労務者が供給目標数として計上された。

戦局が悪化し労働者不足が深刻化すると朝鮮での徴用発動が検討されるようになり、44年（昭和19年）4月27日に日本内地の主要炭鉱が軍需工場の指定を受け炭鉱労働者が事実上の徴用扱い（現員徴用）となったのに続いて、同年8月8日には「半島人労務者の移入に関する件」が閣議決定され、それまで軍需用の例外的なケースに限られていた朝鮮での徴用が本格的に発動された。国民徴用令による徴用は、工場や事業所からの徴用の申請を受けて朝鮮総督が必要があると認めた時は道知事に対して徴用命令を出し、道知事は国民登録に基づいて適格者を選別して出頭を命じ、適否を判断して徴用令書を出して徴用するもので、正当な理由なくこれに応じない場合には1年以下の懲役または1000円以下の罰金が科せられた。朝鮮での国民徴用令による徴用は日本の敗戦によって国民徴用令が廃止される45年（昭和20年）10月10日まで行われ、この間、多くの朝鮮人が日本内地や樺太、満州などに徴用された。

国民徴用令による動員を「狭義の徴用」と解釈すれば、朝鮮人を対象にした徴用は軍人・軍属を除けば44年（昭和19年）8月8日の「半島人労務者の移入に関する件」の閣議決定から45年（昭和20年）10月10日の国民徴用令廃止までの1年数か月、あるいは日本内地の炭鉱が軍需工場に指定され炭鉱労働者が徴用扱いとなった44年（昭

和19年）4月27日から国民徴用令廃止までのおよそ1年半に過ぎない。しかし、徴用ではなく労務動員計画や国民動員計画による要員確保についても「本国政府の政策を受けて設定された命令または法令による強制力を伴って行われた」[4] という意味で「広義の徴用」と捉えることができる。

朝鮮半島から日本本土および樺太、南洋諸島など日本の占領地域に動員された朝鮮半島出身者の人数についての正確な記録はない。日本政府も質問主意書への答弁書の中で「把握していない」[5] と回答している[6]。大韓赤十字社は39年から45年の間に約72万人が徴用されたとしているほか、海野福寿は大蔵省管理局「日本人の海外活動に関する歴史的調査」や「朝鮮経済統計要覧」などの統計を手掛かりに青壮年人口（16再以上40歳未満の男子）の5人に1人にあたる81万から94万人[7]、外村大は南洋諸島、樺太に送出された朝鮮人を除いた数として労務動員計画・国民動員計画の枠内で日本内地に配置された朝鮮人を70万人強と推定している[8]。1957年に韓国政府が行った調査に基づく「倭政時被徴用者名簿」によると、慶州北道では1939年から45年までの6年間に4万8021人が徴用され、このうち7.9％にあたる3812人が未帰還でそのほとんどは死亡したと見られている[9]。日本各地で提起された戦後補償訴訟では「日本で技術を習得すれば朝鮮半島内で技術者として就職できる」「家族の生活費も送ってやる」「徴用に応じなければ家族が逮捕される」といった甘言や脅迫による要員確保が行われたうえ「寮は有刺鉄線で囲まれ12畳の部屋に12人が収容された」「食事は粗末で量も少なく休日も月1、2回しか与えられなかった」「こん棒で腰部を20回殴打された」などの事実が認定されており、過酷な労働環境であったことは間違いない。

戦後補償訴訟では、こうした徴用に加え軍人・軍属、慰安婦、女子勤労挺身隊として動員された原告からの訴えもあり、これらが「強制連行」「強制労働」にあたるかどうか、不法行為として損害賠償の請求対象になるかどうかが争われた。日韓の政府間協議においても、強制性の有無について主張の分かれるところである。徴用令状による「狭義の徴用」と動員計画に基づく「広義の徴用」とでは国家権力の関与や強制性の度合いに差があるし、同じ徴用でも中国大陸からの被徴用者が敵国人や捕虜などを対象にしたものだったのに対して、朝鮮半島からの被徴用者は“帝国臣民の義務”として当時の日本の国内法によって動員されたという違いがある。

この問題の先駆者のひとりである朴慶植は「朝鮮人が自己の故郷を追われ、まったく見ず知らずの外国である日本に大勢住みつくようになったのは1910年祖国が日本帝国主義によって強奪され、植民となったからである」[10] と被徴用の起源を1910年の韓国併合に求めている。こうした認識が2012年の大法院判決につながったと捉えることもできるだろう。

2. 元徴用工問題をめぐる経緯

ここでは、①1965年の日韓請求権協定発効まで、②請求権協定発効から1990年まで、③1990年以降2007年の最高裁判決まで、④最高裁判決以降、の4つの時期に分けて、日本、韓国、アメリカでの元徴用工を中心とする戦後補償の動きを見ていきたい[11]。

第一期は日本の敗戦によって顕在化した元徴用工問題を政治決着で解決しようとした過程であり、第二期は訴訟による解決策が登場するまでの移行段階、第三期は韓国の民主化と冷戦の終結にともない日韓両国において過去清算や救済措置が図られた時期、第四期は日本での裁判による解決の道が閉ざされ新たな形での解決が模索された時期、と整理することができよう。

（1）日韓請求権協定発効まで

韓国での被害救済要求は1945年の日本の敗戦直後から始まった。51年9月8日に締約し翌年4月28日に発効したサンフランシスコ平和条約第4条a項は「日本は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきこと」とする一方、同条b項は「別段の定めがある場合を除き、連合国は、連合国すべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国およびその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並

びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する」と定められた。条約当事国のうち賠償請求権を放棄しなかったフィリピンとは56年5月9日、ベトナム（南）とは59年5月13日に賠償協定を、締約国ではないミャンマーとは55年11月5日に平和条約を、インドネシアとは58年1月20日に賠償協定を結んで賠償金を支払い解決を見た。日本が賠償協定の形で戦後処理をしたのはこの4か国に限られ、それ以外とは賠償請求権の放棄を条件に官民の経済協力を提供する形で戦後処理交渉が進められた。

韓国はサンフランシスコ平和条約に加わることができず、平和条約第4条a項の「特別取極」によって請求権問題の解決が図られることとなった。平和条約発効直後の51年10月20日から日韓交渉を開始され52年2月20日からの第一次日韓会談の財産請求権委員会で韓国側は「韓日間財産・請求権協定要綱」（以下、8項目提案）を日本側に提示した。この中には「韓国から持ち出された美術品など」とともに、「被徴用韓国人の未収金、その他の請求権」の返済が盛り込まれた。

14年間にわたった交渉の末、65年6月22日に「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」が発効した。

請求権協定第2条1は「両締約国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、完全かつ最終的に解決された」と定めた。同協定の合意議事録には「完全かつ最終的に解決された財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題には、交渉過程で韓国側から提出された8項目のすべての請求が含まれている」と記載されており、「被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他請求権の弁済請求」は「日韓請求権協定によって完全かつ最終的に解決された」とされた。ただし後述するように、ノ・ムヒョン政権以降、韓国政府は「慰安婦、在サハリン韓国人、原爆被害者は請求権協定の対象に含まれない」と主張している。

(2) 請求権協定発効から1990年まで

日韓請求権協定を受けて日本政府は、65年12月17日同協定第2条3の国内法的措置として「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第2条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律（以下、財産権措置法）」を制定し、同法1項1号で「韓国及び同国国民の日本国またはその国民に対する債権であって、同協定2条3の「財産、権利及び利益」に該当するものは、昭和40年6月22日において消滅したものとする」と規定した。

一方、韓国政府は66年2月19日に「請求権資金の運用及び管理に関する法律」を制定し、韓国国民の対日民間請求権についてはこの法に定める請求権資金から補償することとした。さらに71年1月19日には「対日民間請求権申告に関する法律」を、74年12月21日には「対日民間請求権補償に関する法律」を制定し被徴用死亡者に対して1人当たり30万ウォンを支給することを決めた。これらの法律（以下、請求権関連3法）に基づく補償措置は71年5月21日から翌3月20日まで申告を受けた後、対日民間請求権申告管理委員会の審査を経て75年7月1日から77年6月30日まで補償金を支給する形で実施された。

(3) 1990年以降2007年の最高裁判決まで（日本）

韓国の民主化と冷戦の終息によって1990年代に入ると日韓両国で戦後補償を求める動きが活発化した。戦後50年の95年をピークに韓国人、中国人を原告とする戦後補償訴訟が日本各地で起こされた。当初は原告側敗訴の判決が続いたが、1990年代後半から2000年代になると請求の一部を認める判断も示されるようになった。97年9月18日には東京地方裁判所で「旧日本製鉄釜石遺骨返還訴訟」、99年4月6日には東京高等裁判所で「川崎製鉄訴訟」、00年11月29日には東京高等裁判所で中国人を原告とする「花岡訴訟」の和解が成立した。

歴史問題をめぐって日韓関係が緊張する中で93年8月4日には宮澤改造内閣で河野談話が発表され、5日後には細川護熙を首班とする初めての非自民連立政権が発足した。細川総理は93年

11月6日に慶州で行われたキム・ヨンサム（金泳三）大統領との会談で「従軍慰安婦、徴用など様々な形で堪え難い苦しみと悲しみを経験されたことについて加害者として心から反省し深く陳謝したい」と謝罪の意を表した。94年6月に自民社会さきがけの連立による村山富市内閣が発足すると五十嵐広三官房長官や河野洋平副総理兼外務大臣らが主導する形で過去の清算の動きがさらに進められた。95年6月には衆議院で「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議（戦後50年国会決議）が議決され、7月には財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」が発足、同年8月15日には村山総理が閣議決定に基づいて「戦後50周年の終戦記念日にあたって（「村山談話」）」が発出された。村山談話で使われた「痛切な反省と心からのお詫び」は98年10月8日に小渕恵三総理とキム・デジュン（金大中）大統領が署名した共同宣言（「日韓パートナーシップ宣言」）に踏襲された。

世論も謝罪・贖罪ムードが主流でこうした動きを後押しし、政府主導の過去清算と戦後補償訴訟が同時並行的に進められた。韓国人被爆者に対しては94年に原爆2法を一体化した被爆者援護法が成立、03年には402号通達を廃止し在外被爆者への支給が開始された。07年に三菱広島訴訟の国敗訴判決確定後、08年12月には援護法が改正され海外からの被爆者手帳申請が可能となった。サハリン残留韓国人に対しても87年から関係予算が組まれるようになり95年からは大幅に増額された。89年には両国赤十字の間で在サハリン韓国人支援共同事業体が設立され、06年にはユジノサハリンスクにサハリン韓国文化センターが建設されるなどの措置が取られた。

00年12月29日には中国人原告が鹿島に損害賠償などを求めていた「花岡訴訟」で和解が成立した。和解条項では「鹿島は法的責任を否定し中国人受難者側はこれを了解する」としたうえで、中国赤十字会に5億円を信託し、受難者に対する慰霊や追悼、遺族の自律などの資金に充てることとした。和解成立時、東京高裁の新村正人裁判長は「広く戦争がもたらした被害の回復の問題を含む事案の解決には種々の困難があり、立場の異なる双方当事者の認識や意向がたやすく一致し得るものではない。裁判所が衡平な第三者としての立場で調整の労をとり一気に解決を目指す必要があると考えた」とする「所感」を述べている。

（韓国）

韓国では、請求権関連3法で救済の対象にならなかった被徴用負傷者からの意義申し立てが行われ、96年には憲法裁判所に国の立法不作為の違憲確認を求める訴訟が提起されたが、請求期間を経過していることなどを理由に請求は却下された[(12)]。98年6月22日には元徴用工と遺族が、補償請求の仲裁が受け入れられなかったのは違憲だとして憲法請願訴訟を行ったが、00年3月30日憲法裁判所は「作為義務は韓国政府にある」として請求を退けた[(13)]。

03年2月25日に発足したノ・ムヒョン政権は、翌年3月5日に「日帝強占下強制動員被害真相究明等に関する特別法」、3月22日には「日帝強占下反民族行為真相究明等に関する特別法」を制定した。02年10月には韓日会談関連文書の公開請求が拒否されたことは不法だとして外交通商部長官を相手取って処分の取り消しを求める行政訴訟がソウル行政法院に提起され、04年2月13日には「国民の知る権利に対する侵害は必要最小限にとどめるべき」として一部の文書の公開を命じる原告一部勝訴の判決が下された。05年1月には5件の外交文書が公開され06年8月26日には全面公開された。同日、国務総理が主催する文書公開フォローアップのための「韓日会談文書公開民官共同委員会（民官共同委員会）」が開催され、請求権協定の法的効力の範囲等について以下のように整理した。

- 日韓請求権協定は、基本的に日本の植民地支配の賠償を請求するためでなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき、両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するためであった。
- 日本軍慰安婦問題等、日本政府・軍等の国家権力が関与した反人道的不法行為に対しては、請求権協定により解決されたと見ることはできず、日本政府の法的責任が残されている。在サハリ

ン韓国人、原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれない。
－日本から受け取った無償3億ドルは、個人財産権（保険、預金等）、朝鮮総督府の対日債権等の韓国政府が国家として持つ請求権、強制動員被害補償問題解決性格の資金等について包括的に勘案されていると見なければならない。

同委員会は、請求権協定にも関わらず日本政府には一定の法的な責任が残っているとする一方で、請求権関連3法に基づいた韓国政府の措置が不十分であり道義的な責任があるとする判断を示した。

（アメリカ）

アメリカでは99年7月にカリフォルニア州議会でナチと同盟国による強制労働被害者が損害賠償を請求できる期限を2010年末まで延長する「カリフォルニア州戦時強制労働補償請求時効延長法（「ヘイデン法」）」が成立し、日本企業に対する訴訟が提起された。一連の訴訟は連邦裁判所に移管され、サンフランシスコ連邦地裁のボーン・R・ウォーカー判事は00年9月21日、日本企業に謝罪と損害賠償を求めていた連合軍元捕虜の請求を棄却した（「ウォーカー判決」）。判決でウォーカー判事は、サンフランシスコ平和条約第14条によって「戦争の遂行中に日本国およびその国民が取った行動から生じた連合国およびその国民の他の請求権は放棄されている」と判示した。

個人請求権について日本政府は「外交保護権を相互に放棄したものであって個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたものではない」[14]としていた。この「外交保護権のみ放棄論」はカリフォルニア州での賠償請求権訴訟を契機に「請求権ないし債権に基づく請求に応ずべき法律上の義務が消滅し、その結果救済が拒否されることになる」[15]とする「救済なき権利」[16]へと転換した。この点について日本政府は「財産、権利および利益並びに請求権の問題の解決について、外交保護権の観点から説明したものであり政府の解釈は一貫したものである」と抗弁している[17]。

平和条約の締約国ではない韓国は第14条b項の適応は受けず第4条a項の「特別取極」である日韓請求権協定によって請求権の問題は解決されるものとされていた。カリフォルニア州での訴訟で被告企業側は「サンフランシスコ条約の後に日本との間で結ばれた二国間条約や協定はサンフランシスコ条約の枠内にある」とする議論を展開し、日米両政府も同様の見解を示した。01年9月17日、ウォーカー判事は「ヘイデン法は憲法違反であり訴訟は無効」として中国・韓国人原告の請求を却下し、03年1月21日サンフランシスコ連邦高裁も同様の判断を示した。06年2月21日、連邦最高裁は慰安婦訴訟について「司法府に審査権が付与されていない」として請求を却下、アメリカにおける司法救済の道は閉ざされた。アメリカでの訴訟と日本での訴訟に直接的な因果関係はないものの、ウォーカー判決以降、日本でも「サンフランシスコ平和条約並びにそれに準ずる条約によって解決済み」とする「サンフランシスコ条約枠組み論」が展開されるようになり、07年の最高裁判決へとつながっていった。

（4）最高裁判決以降

（日本）

07年4月27日、最高裁判所は中国人を原告とする5つの戦後補償訴訟（「西松建設広島訴訟」「慰安婦一次訴訟」「慰安婦二次訴訟」「劉連仁訴訟」「三井鉱山福岡訴訟」）で請求を退ける決定を下した。西松建設広島安野訴訟の上告審判決は「サンフランシスコ平和条約の当事国以外の国や地域との間で戦後処理をするに当たっても、個人の請求権を含めて戦争の遂行中に生じたすべての請求権を相互に放棄するサンフランシスコ平和条約の枠組みに従う」とする判断を示し、「日中共同声明5項に基づいて裁判上訴求する機能を失った」として請求を棄却した。同判決は中国人原告に対するものであって韓国人原告を対象にしたものではないが、以降、この「サンフランシスコ条約枠組み論」により、中国人のみならず同条約の当事国でない韓国人やフィリピン人などからの訴訟も、事実上、原告敗訴が決定づけられることとなった。

日本の裁判所における司法による救済の道を閉ざした最高裁判決は、原告の請求を退ける一方で、「付言」として「個別具体的な請求権について債

務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられない」と述べ、「被害者らの被った精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった一方、上告人（被告企業）は中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受けるなどの諸般の事情にかんがみると、上告人を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待される」と結んでいる[18]。

判決確定後の09年10月23日に西松建設が申し立てた和解が中国人当事者らとの間で成立した。和解では「企業としてその歴史的責任を認識し、当該中国人生存者およびその遺族に対して深甚なる謝罪の意を表明する」としたうえで受難者とその遺族等に対し一括した和解金として2億5000万円を支払い、補償や未判明者の調査、記念碑の建立、慰霊のための費用などに充てるとしている。なお「和解に関する確認書」では申立人（西松建設）が「最高裁判決が申立人の法的責任を否定しているのは客観的事実であり当社の見解でもある」としているのに対し、相手方（受難者側）は「最高裁判決が法的責任を否定しているのは客観的事実であるが、相手方としてこの見解を受け入れているわけではない」となっており法的責任については双方の見解は異なったままとなっている。和解成立後の10年10月23日には安野発電所内に「安野・中国人受難之碑」が建立された。西松広島安野訴訟の和解は00年11月29日に東京高裁で成立した「花岡訴訟」に次ぐものであり、判決によらない救済策として注目された。西松建設は10年4月26日には「新潟信濃川訴訟」でも訴外交渉の結果、即決和解している[19]。

（韓国）

請求権関連3法に基づいた韓国政府の措置は不十分であるとする民官共同委員会の判断を受けて、韓国政府は強制動員犠牲者や遺族に対する支援法案を国会に提出し07年11月23日「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」が成立した。同法ではその第2条で「強制動員犠牲者」を「日帝により軍事・軍務員又は労務者等として国外に強制動員され、その期間中若しくは国内帰還の過程において死亡若しくは行方不明になった者、障害を負った者」と定義し、強制動員犠牲者と遺族に1人当たり2000万ウォン（「対日民間請求権補償に関する法律）により支給された場合には234万ウォンを控除した額」、負傷により傷害を負った場合には2000万ウォン以下の範囲内で傷害程度に応じた金額を慰労金として、日本国または日本企業等から支給を受けるべきであった未収金をウォンに換算して未収金支援金として支給することとした。翌年6月18日犠牲者支援委員会が設置され9月1日から支給申請の受付が開始された。10年3月22日にはサハリン地域の強制抑留被害者も対象に加えて「抗日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」が施行された。14年6月3日には「日帝強制動員被害者支援財団」が設立されたが役員任命をめぐって行政訴訟が提起され財団活動は停止状態となっているという[20]。

憲法裁判所は11年8月30日、韓国政府が請求権協定に関する日韓両政府の解釈上の紛争を同協定第3条に従って解決しない不作為は違憲との決定を行った。同決定は元慰安婦らの賠償請求権をめぐるものではあるが、後述する「旧日本製鉄大阪ソウル訴訟」「三菱広島プサン訴訟」の大法院判決の伏線となった。

3. 戦後補償訴訟の経緯

(1) 裁判での争点

日本で争われた戦後補償訴訟での主な争点と、原告、被告の主張、裁判所の判断は以下の通りである。

①「不法行為、安全配慮義務違反の有無」
②「国際慣例法の適用の是非」
③「国家無問責の法理の適用の是非」
④「別会社論と債務の承継」
⑤「除斥期間と消滅時効の援用」
⑥「請求権の有無」

①「不法行為、安全配慮義務違反」

内地への動員と就業の実態が不法行為にあたるかどうかの争点。「劉連仁訴訟」における国の救済義務や「三菱広島訴訟」における立法不作為な

ど戦後の不当行為に留まらず、戦中期の国民徴用令や国民勤労報国協力令などによる動員や日本での労働をめぐっても不法行為を認める判断が上級審においても示されている。企業や国の安全配慮義務違反については「西松広島安野訴訟」の広島地裁判決以降、これを認める判断が相次いだ。訴訟では、被告企業が事実について争わず「不知」として認否を回避したケースもある。「遠い過去のことであって資料もないため事実確認ができず」、「別会社であり知る立場ではない」という二重の論法である。

②「国際慣例法の適用」

戦争賠償責任を定めた「ハーグ陸戦条約」、強制労働期間の上限などを定めた「ILO 第 29 号条約（強制労働に関する条約）」、「国際人権規約 B 規約」、「世界人権宣言」「極東軍事裁判所条例 5 条」「ニュルンベルグ国際軍事裁判所条例 6 条」に定められた「人道に対する罪」などが適用できるかどうかをめぐる争点。原告側はこれらの国際法を根拠に「損害賠償請求権がある」と主張しているのに対し、被告側は「国際法は国家間の関係を規律するものであり、国際法の法主体は国であって個人ではない」などと反論している。日本の戦後補償訴訟においては国際法違反の主張はすべて排斥されており、国内法違反の有無のみが判断要素とされている[21]。

③「国家無問責」

国家賠償法施行前の明治憲法下における国の権力作用に起因する損害に対しては国の責任を認めないとする国家無問責の法理が適用されるかどうかをめぐる争点。当初はこの法理を根拠に請求を退ける判決が続いたが、「三菱広島訴訟」控訴審において広島高裁は「強制連行にかかる国の不法行為については、民法に基づいて不法行為による損害賠償が認められるべき」として国家無問責論を排除する判断を示したほか、「三井鉱福岡訴訟」においても福岡高裁が「旧憲法の基礎をなす自然法や行為当時の法令と公序に照らしても許されない違法行為」として「国家無問責の法理を適用して責任がないというのは不当」として不法行為責任を認めている。

④「別会社論」

戦前の旧会社と戦後の新会社が同一の法人格を有し債務を承継しているかどうかについての争点。「旧日本製鉄大阪訴訟」で大阪地裁が「会社経理応急措置法と企業債権整備法上の特別経理会社にあたり、企業債権整備法に基づいて設立された新会社は旧勘定を引き継いでいない」とする判断を示しているものの、ほとんどの判決は時効や国家無問責を理由に請求を棄却しており別会社論について判断が示された例は少ない。ちなみに新日鉄は 97 年 9 月 18 日、東京地裁で係争中だった遺骨返還訴訟で別会社論を主張しながらも遺骨調査や慰霊金の支払いを行い、これを受けて原告は提訴を取り下げた。このため後の裁判で別会社論との矛盾を指摘されることとなった。

⑤「除斥期間、消滅時効」

戦後補償訴訟での最大の争点のひとつ。除斥期間や消滅時効の援用が権利の濫用にあたるのかどうか、適用制限要件に該当するかどうかが争われた。98 年 6 月 12 日の最高裁第 2 小法廷判決（平成 10 年判決）は除斥期間や消滅時効の適用制限要件として「著しく正義、公平の理念に反すると認めるべき特段の事情にあたるかどうか」という判断を示しており、「劉連仁訴訟」の東京地裁や「三井福岡訴訟」の福岡地裁、「西松広島安野訴訟」の広島高裁などでは、平成 10 年判決を根拠に適用制限要件にあたるとする判示した。「特段の事情」については、提訴の妨害や経済状況、請求権行使についての情報不足などによって権利行使ができなかった例などが挙げられている。

⑥「請求権」

日韓請求権協定は第 2 条で「財産、権利及び利益」と「請求権」を区別して規定しており、合意議事録によれば前者は「法律上の根拠に基づく財産的価値が認められるすべての種類の実体的権利をいうもの」とされ財産権措置法によって消滅したと解される。原告は「個人の請求権は日韓請求権協定でも財産権措置法によっても消滅していない」と主張したのに対し、被告国は「請求権は外交保護権によってしか実現しない権利なので請求が容れられる余地はない。『財産、権利及び利益』は日本の財産権措置法によって消滅され、『請求

権』は協定の直接適用により消滅した」と反論した。「関釜訴訟」の控訴審で広島高裁は「『請求権』は法律的根拠の有無自体が問題となるいわゆるクレイムを提起する地位」と規定し「個人が他国の加害行為により被害を受けた場合に、当該被害者個人が加害国の国内法に従い実体的な権利を行使することは、外国的保護権の存否に関わらず許容される」と判示している。一方、「旧日本製鉄大阪訴訟」で大阪高裁は「財産権措置法1項1号にいう『日本国またはその国民に対する債権』には、未払賃金債権、不法行為よる損害賠償請求権などが包含され、財産権措置法により消滅した」との判断を示している。

(2) 韓国人を原告とする主な訴訟[22]

以下、韓国人を被告とする主な戦後補償訴訟で、各裁判所が主な争点についてどのような判断を示したか見ていきたい。原告の中には元徴用工だけでなく元慰安婦や元女子勤労挺身隊員も含まれている。なお事件名は、TKC法律情報データベースを参考に識別がしやすいよう筆者が簡略化した。(以下、提訴日順)

▽「アジア太平洋戦争犠牲者訴訟」
東京地裁：91年12月6日提訴
01年3月26日棄却
東京高裁：03年7月22日棄却
最高裁：04年11月29日棄却

一審は、国際慣習法は被害者個人の損害賠償請求権を認めたものではないとした一方、国や軍の上官には安全配慮義務違反となる場合がありえ、慰安行為の強制についても不法行為を構成する場合もなくはなかったとして不法行為責任を負うべき余地もあったと判示したが、日韓請求権協定などで請求権は消滅したとして請求を棄却した。

控訴審は、不法行為と安全配慮義務違反を認め、国家無問責の法理も「正当性ないし合理性を見出し難い」と排除したものの、原告の損害賠償請求権は日韓請求権協定の「財産、権利または利益」に該当し同協定の発効日である昭和40年12月18日を起算日とする20年の除斥期間が経過した時点で消滅したとする判断を示した。

▽「浮島丸訴訟」
京都地裁：92年8月25日提訴
01年8月23日一部容認
大阪高裁：03年5月30日棄却、原判決を変更
最高裁：04年11月30日棄却

一審は「国には安全に運送する義務があった」として慰謝料の支払いを命じたが、公式陳謝については「請求の趣旨は抽象的」として請求を退けた。「関釜判決」に続いて国の責任を認めた判決である。

控訴審は、「安全配慮義務を負うものと解する余地はあるが、当時の状況下においては当該義務の不履行があったとはいえない」として控訴を棄却、原判決を変更した。

▽「不二越一次訴訟」
富山地裁：92年9月30日提訴
96年7月24日棄却
名古屋高裁金沢支部：98年12月21日棄却
最高裁：00年7月11日和解

一審は、賃金の未払いを認定。「日韓請求権協定は個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたものではない」とする外務省条約局長の答弁まで「権利行使が現実に期待できない状態にあった」として賃金債権の消滅時効の起算日を上記答弁日とする初めての判断を示した。一方、不法行為の除斥期間は原告らの帰国時から開始するとして請求を棄却した。

控訴審は「時の政府の法的見解の如何によって時効の起算日が異なるような解釈は法的安定性の面からも相当ではない」として控訴人の主張を退け、起算日を65年の国交回復時まで繰り上げて時効・除斥期間の成立を認め請求を棄却した。

上告審では、不二越側の責任や謝罪には触れず、原告3人のほか元同隊員5人と「太平洋戦争韓国人犠牲者遺族会」にも総額3000数百万円の解決金を支払うことで和解が成立した。上告審段階での初の和解である。

▽「関釜訴訟」
山口地裁下関支部：92年12月25日提訴
98年4月27日一部容認

広島高裁：01年3月29日原判決取消・棄却
最高裁：03年3月25日棄却

一審は、「従軍慰安婦制度は20世紀半ばの文明水準にてらしても反人道的かつ醜悪な行為である」としたうえで、「遅くとも河野官房長官談話が出された以降の早い段階で、原告らの被った被害を回復するための特別の賠償立法をなすべきだった」として3人の被告に30万円ずつ支払うよう命じた。元挺身隊員の請求については「戦後賠償、戦後補償の一環としてとらえられるべき問題として、立法府、行政府の裁量のもとにあり、救済を目的とする特別法の制定が義務づけられているとは認められない」として請求を退けた。戦後補償訴訟で原告側の請求が一部でも認められた初めての判決である。

控訴審は、「戦争損害に対する補償の在り方は、立法府の裁量的判断にゆだねられている」として原判決を取消した。

▽「三菱広島訴訟」
広島地裁：95年12月11日提訴
99年3月25日棄却
広島高裁：05年1月19日一部容認、原判決変更
最高裁：07年11月1日棄却

一審は、「国際法の法主体は国家であり国際法違反を根拠に国を相手に損害賠償請求をすることはできない」として排除、不法行為に基づく損害賠償請求権についても国家無問責を理由に認めず。「原告らが徴用を受けた戦争末期は国の存亡に関わる非常事態であり、日本国籍を有する者の多くが被害を受けた。補償の要否及び在り方は立法府の裁量的判断にゆだねられる」と指摘した。安全配慮義務違反については立証不十分として退け、原爆2法は「外国に居住している者については適用を予定していないと認めるのが相当」とした。被告に対する請求権は除斥期間または消滅時効により消滅したとして請求を棄却した。

控訴審は、「強制連行にかかる国の不法行為については、民法に基づいて不法行為による損害賠償が認められるべき」として国家無問責論を排除し、不法行為と安全配慮義務違反が成立しうる余地があるとしたものの、除斥期間、消滅時効、日韓請求権協定及び財産権措置法により消滅したとの判断を示した。一方「被爆者が日本の領域を超えて居住地を移した場合には原爆特別措置法の適用がなく被爆者たる地位を失うとする402号通達は違法」として精神的損害を認め、原判決を変更して請求を一部容認した。被爆者援護法の不適用を違法として国に損害賠償を命じた初めての判断。

上告審は、「違法な通達を作成、発出しこれに従って失権扱いを継続した担当者の行為は、公務員の職務上の注意義務に違反する」とする判断を示し国の賠償責任が確定した[23]。

▽「旧日本製鉄大阪訴訟」
大阪地裁：97年12月24日提訴
01年3月27日棄却
大阪高裁：02年11月19日棄却
最高裁：03年10月9日棄却

一審は、日本に渡った経緯については「原告の意志に反して連行し労働に従事させたものとまでは認められない」として強制連行については認めなかったものの、「過酷で危険極まりない作業に半ば自由を奪われた状態で相当期間にわたって従事させられ、賃金の支払いはまったくなされていないことが認められる」として強制労働に該当し違法との判断を示した。また財産権措置法における「権利消滅」の意味は「韓国人の日本国または日本国民に対する個人の請求権を消滅させるものではない」としながらも「国家賠償法施行前の損害について民法の適応はできず、旧日本製鉄の債権および強制労働にかかる債務不履行や不法行為債権は新会社に承継されたとはいえない」として請求を棄却。時効は判示せず、別会社論は認めた。

控訴審も、強制連行は認めず強制労働は認定して違法と判断。国際法や国内法による請求権は認めず、被告に対する債権は日韓請求権協定2条の3の「財産、権利または利益」に該当し、同協定の国内法的措置である「財産権措置法1項1号にいう『日本国またはその国民に対する債権』には、控訴人らの被告企業に対する未払賃金債権、強制連行の不法行為による損害賠償請求債権などが包含されていると解するのが相当であり財産権措置法の適用によって消滅した」として控訴を棄却し

た。上告審も上告を棄却[24]。

▽「三菱名古屋女子勤労挺身隊訴訟」
名古屋地裁：99年3月1日提訴
05年2月24日棄却
名古屋高裁：07年5月31日棄却
最高裁：08年11月12日棄却

一審は、サンフランシスコ平和条約26条にある「同条約で定めるところよりも大きな利益を戦後請求権処理で行った」事例はなく、「原告が主張する請求権は日韓請求権協定の2条第1項、3項に規定する請求権に該当する」として請求を棄却した。「西松広島安野訴訟」の最高裁判決での「サンフランシスコ条約枠組み論」の先行的な判断として注目される。

控訴審は、「欺罔や脅迫による強制連行、強制労働と認められ、当時の法令と公序のもとにおいても許されない違法な行為だった」として国家無問責の法理を退け、別会社論についても「実質的に同一性がある」として損害賠償責任があるとしたものの、「原告の請求は日韓請求権協定の2条第1項、3項に規定する請求に該当する」として棄却した。上告審で敗訴確定[25]。

(3) 中国人を原告とする主な訴訟

1942年11月27日、日本政府は「華人労務者内地移入に関する件」と題する閣議決定を行い、43年4月から11月にかけて試験的に中国人労働者の移入を行った。44年2月28日には「華人労務者内地移入の促進に関する件」と題する次官会議決定を行って中国人労働者を国民動員計画に計上した。93年5月にその存在が明らかになり94年6月に公開された「華人労務者就労事情調査報告書（外務省報告書）」には、43年4月から45年5月までに供出された中国人労働者は3万8935人と記載されている。

前述のように国民徴用令に基づいて徴用された朝鮮半島出身者は約70万人、これに対して中国人は約4万人で俘虜、帰順兵、微罪者などを対象にしており日本の事業所での処遇も異なっていた[26]。動員の経緯も規模も異なり単純な比較はできないが、1990年代から提起された中国人を原告とする戦後補償訴訟は韓国人を原告とする訴訟にも大きな影響を与えた。以下、重要と思われる事件を列挙する。

▽「花岡訴訟」
東京地裁：95年6月28日提訴
97年12月10日棄却
東京高裁：00年11月29日和解

一審は、原告の被害事実は認定したものの、不法行為による損害賠償権は除斥期間により消滅しており、安全配慮義務違反については「特別な社会的な接触の関係」を規定する法律関係は認められない（法律上の契約関係はない）として退けた。

東京高裁は双方に和解による解決を提案し00年12月29日に和解が成立した[27]。

▽「劉連仁訴訟」
東京地裁：96年3月25日提訴
01年7月12日一部容認
東京高裁：05年6月23日原判決取消・棄却
最高裁：07年4月27日棄却

一審は、国際法違反に基づく損害賠償請求権、国の安全配慮義務も認めず。国の救済義務については「戦後、国家賠償法が施行された時点で、厚生省の援護業務担当部局の職員は原告を保護する義務を負っており、強制労働の現場から逃走を余儀なくされた結果、生命、身体の安全が確保されない事態に至っているであろうことを予測できたと認められるので、職員の不作為は国家賠償法1条のもとでの公務員による違法行為と評価せざるをえないもの」と判断、違法な公権力の行使（不行使）があったとして損害賠償責任を認めたうえで「国家制度としての除斥期間の制度を適用してその責任を免れさせることは、原告の被った被害の重大さを考慮すると正義公平の理念に著しく反していると言わざるを得ない」とし除斥期間の適用を制限するのが相当として国家賠償を命じた。

控訴審は、強制連行、強制労働を認めたものの、民法上の不法行為による損害賠償は国家無問責を適用、公務員の過失による違法行為と損害との因果関係を認めたものの「日本で国家賠償法が施行され原告が保護されるまでの間、日本と中国との

間に国家賠償についての相互保証があったとはいえない」として国家賠償法6条の規定を根拠に請求には理由がないと退け、さらに除斥期間の適用についても「著しく正義、公平の理念に反する特段の事情があるものとは認められない」と判示し、原判決を取り消して請求を棄却した。

▽「三井福岡訴訟」
福岡地裁：00年5月10日提訴
02年4月26日一部容認
福岡高裁：04年5月24日原判決取消・棄却
最高裁：07年4月27日棄却

一審は、国と被告企業の共同不法行為を認めたものの、国家無問責の法理の適用により賠償責任は負わず、被告企業にのみ賠償責任を認めた。また「強制連行および強制労働の事情を考慮すると、除斥期間を適用してその責任を免れさせることは、正義、衡平の理念に著しく反する」として慰謝料の支払いを命じた。国と企業の共同不法行為を初めて認めた。

控訴審は、共同不法行為を認め、国家無問責についても「旧憲法の基礎をなす自然法や行為当時の法令と公序に照らしても許されない違法行為」と断じ、「国家無問責の法理を適用して責任がないというのは不当」として不法行為責任を認めた。しかし除斥期間の適用制限については、「被害者が除斥期間の経過前に権利を行使することが客観的に不可能であること」など「特段の事情があると解するのは困難」として損害賠償請求権は消滅しているとした。

▽「西松広島安野訴訟」
広島地裁：98年1月16日提訴
02年7月9日棄却
広島高裁：03年7月15日和解案提示
04年7月9日原判決取消・認容
最高裁：07年4月27日棄却
09年10月23日　和解

一審は、「中国国内での身柄拘束等について被告企業の不法行為があったとは認められない」としたものの、中国人労働者の引継を受けて以降の一連の行為は「強制連行及び強制労働とのそしりを免れない」として不法行為責任があると認定、安全配慮義務違反による債務不履行責任があると判じた。しかし不法行為責任については除斥期間が経過しており「被害者自らが権利行使をすることができない常況にあったわけでもなく、特段の事象を認められない」とし、安全配慮義務違反についても消滅時効援用権濫用の要件を構成しないとして請求を棄却した。企業の安全配慮義務違反を認めた初の判決。

控訴審は、被告企業の不法行為を認めたものの除斥期間の経過により請求権は消滅したとし、安全配慮義務違反については消滅時効の期限は経過しているものの「被害者らは長期間にわたって経済的に困窮し、権利行使のために必要な情報も極めて乏しかった」と指摘し「時効期間が過ぎたことを理由に権利を消滅させることは、著しく正義・公平・条理等に反すると認めるべき特段の事情が認められる」として原判決を取消し、安全配慮義務違反に基づく損賠賠償を命じた。

上告審は、被告企業の安全配慮義務違反を認め「消滅時効の援用は権利の濫用として許されない」と断じた。また「戦後賠償及び個人の請求権を含む請求権の放棄を定める日華平和条約11条及び議定書1（b）の条項については、中国大陸に居住する中国国民に対してその効力は及ばない」としたものの「日中共同声明5項に基づく請求権放棄の対象となる」として請求を退けた。

判決確定後09年10月23日に和解が成立した。07年の最高裁判決以降初の和解であった。

（4）小結論

以上、見てきたように、日本における戦後補償訴訟は、請求の一部が認められたごく例外的なケースを除いて原告側の請求はことごとく退けられた。中国人を原告とする訴訟については07年4月の最高裁判決で「日中共同声明5項」によって「請求権は放棄された」とする原告敗訴が確定した。韓国人を原告とする上告審はすべて上告棄却（いわゆる「三行棄却」）であり請求権についての判断は示されていないが、07年4月の最高裁判決を踏襲する形で「日韓請求権協定により請求権は消滅した」とする判断が定着することと

なった。

しかし各争点について個別に見てみると、国や被告企業の不法行為や安全配慮義務違反については上級審においても原告側の主張を認める判断が数多く示されており、除斥期間や消滅時効についても「三井福岡訴訟」の福岡地裁（02年4月26日）や「劉連仁訴訟」の東京地裁・高裁（01年7月12日、05年6月23日）などで援用を制限すべきとの判断が示された。国家無問責については適用を認める判決が続いたもの「アジア太平洋戦争犠牲者訴訟」の東京高裁（03年7月22日）で排除されたのに続いて「三菱広島訴訟」の広島高裁（05年1月19日）においても原告の主張が認められている。

被告側は主な争点のうちひとつでも主張が認められれば請求棄却とされるのに対し、原告側は争点のすべてを満たさねばならない。実際、不法行為や安全配慮義務違反は認められても除斥期間や消滅時効を理由に請求が退けられたり、国家無問責を理由にその余の判断をまたずに棄却されたりしたケースも少なくない。ただ国際法違反を除く個別の争点については、上級審においてもその判断は分かれており原告側の主張が一部認められている点は重要であり、裁判所の判断を単なる門前払いと決めつけることはできない。

「西松広島安野訴訟」の一審で広島地裁判決（02年7月9日）は「被害の実態や苦難の様相はあまりに痛ましく慄然たる思いを禁じ得ない。法的責任は消滅しても道義的責任が消滅する理由はない」としたうえで、ドイツの企業連行による強制労働賠償基金の設立や花岡事件の和解例を挙げ「本訴との関係において示唆に富む。被害者に対する救済、慰謝、鎮魂のための措置に関する提言も傾聴に値する」と結んでいる。被害の深刻性や被告の道義的責任に言及し、自発的な救済を促す「付言」が示された事例を以下に列挙する。

－「我々はこの下関からアジアに向かって日本国の謝罪を記した帆を立てた償いの船を送り届けなければならない」（山口地裁下関支部98年4月27日）
－「原告らの主張には傾聴に値する部分が存することは否定できない」（広島地裁99年3月25日）
－「歴史的事実を真摯に受け止め、犠牲になった中国人労働者についての問題を解決するよう努力していくべき」（宮崎地裁07年3月26日）
－「被害の救済に向け自発的な関係者による適切な救済が期待される」（前橋地裁07年8月29日）
－「任意の被害救済が図られることが望ましく、これに向けた関係者の真摯な努力が強く期待される」（仙台高裁09年11月20日）

06年3月10日、中国人原告の請求を棄却した長野地裁の辻次郎裁判長は、判決を言い渡した後「個人的な感想」と断ったうえで「ひとりの人間としては、救済しなければならない事件だと思う。心情的には勝たせたいと思っているが、最高裁の判決がある場合には従わざるを得ない。本件のような戦争被害は、裁判以外の方法で解決できたらと思う」と述べたという[28]。

被害の深刻さを痛感しながらも法的救済の限界を認めざるを得ない裁判官の苦悩が伺えるところである。

4. 韓国大法院判決

2007年の最高裁判決によって日本での訴訟による救済の道は閉ざされ、以降、損害賠償請求訴訟は日本から韓国の裁判所へと舞台を移すこととなった。日本での訴訟は国と企業双方が被告だったのに対し、韓国での訴訟は企業のみが被告となっているのが大きな特徴である。

（1）主な争点

韓国での訴訟では、日本での裁判の主要争点のうち③国家無問責を除く、①不法行為、安全配慮義務違反、②国際慣例法の適用、④別会社論と債務の継承、⑤除斥期間と消滅時効、⑥請求権の有無、に加え、⑦国際裁判管轄権を有するかどうか、⑧日本判決を承認するかどうか（既判力）が争われた。以下、各争点についての被告企業の主張を見ていく。

被告企業の主張

①不法行為、安全配慮義務違反については不知として認否を回避。
④旧会社と新会社は別の法人であり法的連続性はない。原告主張の債権が仮に認められたとしても新会社には承継されていない。
⑤韓国法上、不法行為から10年後または不法行為の事実、侵害者を知ったのち3年後に不法行為債権は時効により消滅する。信義誠実により時効の完成が停止するという考え方は極めて限定的に認定されるべきものであり、仮に時効が完成前に停止していたとしても、原告が日本で訴訟を提起した時期からみて本訴訟提起時には時効が完成していた。
⑥原告の請求内容は、すべて1965年の日韓請求権協定により「完全かつ最終的に解決」している。
⑦訴訟の請求原因事実はすべて日本で生じ、大韓民国とは実質的関連性もなく、韓国裁判所には管轄権は存在しない。
⑧日本の最高裁判所で決着済みであり、手続き的にも実体的にも公序良俗の問題はなく韓国の民事訴訟法上、日本の確定判決を承認しなければならない。

(2) 大法院判決

韓国での裁判でも、原審段階では、各争点のうち①不法行為と安全配慮義務違反、④別会社論、⑦管轄権については原告側の主張を認めたものの、②ILO条約第29号など国際法違反については明文の規定がないとして認めず、国内法違反についても消滅時効が経過しているとして請求を棄却した。ところが12年5月の韓国大法院の判決によって裁判は新たな局面を迎えることとなった。

旧三菱重工に徴用された韓国人5人が三菱重工を訴えた損害賠償及び未払い賃金支払い請求訴訟（以下「三菱広島プサン訴訟」）と、旧日本製鉄に徴用された韓国人4人が新日鉄住金を訴えた損害賠償請求訴訟（以下「旧日本製鉄大阪ソウル訴訟」）で韓国大法院は、12年5月24日原告敗訴の原判決を取り消し事件を高等法院に差し戻す判決を言い渡したのである。

韓国大法院の争点ごとの判断は以下の通りである。

①本件は被告企業が日本国とともに原告らを強制徴用した上で強制労働をさせた不法行為である。
④旧会社と新会社は、財産、従業員を承継するなど実質において同一性を維持しており法的には同じ会社である。
⑤1965年まで国交が断絶しており、1965年以降も日韓請求権協定の関係文書がすべて公開されず個人の請求権が包括的に解決されたという見解が韓国内で一般的に受け入れてきたため、原告が請求権を事実上行使することができない障害事由があった。被告が消滅時効の完成を主張するのは著しく不当かつ信義誠実の原則に反する。
⑥日韓請求権協定は、サンフランシスコ平和条約第4条に基づき、日韓間の債権債務関係を政治的合意によって解決したものであり、植民地支配に対する賠償を請求したものではない。日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為による損害賠償請求権については請求権協定によっても個人の請求権は消滅しておらず、大韓民国の外交的保護権も放棄されていない。未払い賃金等の債権債務関係についても、外交的保護権が放棄されただけであり個人請求権は消滅していない。
⑦大韓民国は不法行為の一部が行われた地であり日本国内の物的証拠がほとんど滅失した反面、原告らがすべて大韓民国に居住しており、事案の内容が大韓民国の歴史及び政治的変動状況などと密接な関係があり、国際裁判管轄権を有する。
⑧日本の判決は植民地支配が合法であるという認識を前提に国家総動員法の原告への適用を有効であると評価しているが、日本による韓国支配は違法な占領に過ぎず強制動員事態を違法とみなす韓国憲法の価値観に反していることは明らかであると指摘し、日本の判決を承認した原判決は外国判決の承認に関する法理を誤解している。

争点ごとの判断を見る限り、大法院判決は日本で下された判決からそれほど大きく逸脱したもの

とは思えない。不法行為や安全配慮義務違反については日本の裁判においても原告側の主張が認められているところであり被告企業も韓国の裁判では争っていない。国際慣習法の適用については韓国での裁判では原告側も主張を控えている。別会社論と除斥期間・消滅時効の援用については前述したとおり日本の裁判所でも原告の主張を認める判断が示されている。請求権の有無についても同様である。

しかしながら外国判決の承認要件については、日本だけでなく韓国の専門家の間からも疑問視する声が少なくない。例えば大法院判決は「日本判決は植民地支配は合法であるという認識を前提にしている」と指摘しているが、日本判決には「植民地支配は合法」との言及はなく大法院判決も日本判決の具体的にどの部分が「植民地支配は合法であるという認識を前提にしている」のか指摘していない。さらに大法院判決は「日本判決は大韓民国憲法の核心的価値に反する」としているが、大韓民国憲法前文にある「3・1運動によって建立された大韓民国臨時政府の法統を継承し」とある一節に日本判決がどう反するのかも定かではない。大法院判決は「大韓民国憲法の規定に照らしてみると、日帝強占期の日本の韓半島支配は規範的観点から不法な強占に過ぎず、日本の不法な支配による法律関係のうち大韓民国の憲法精神と両立しえないものはその効力が排斥される」とも述べており、1910年から45年までの植民地時代の事案がことごとく「日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配と直結した不法行為」と拡大解釈される危険すら孕んでいる。

この法理の根拠となっているのは、日韓国交正常化交渉の際にも議論になった「併合源泉無効論」である。大法院の論法は以下のように整理できる。

－朝鮮人を大日本帝国臣民にした韓国併合そのものが不法である。
－朝鮮人の徴用は植民地支配と直結した不法行為である。
－サンフランシスコ平和条約は植民地支配に関するものではない。
－したがって請求権も消滅していない。

いずれにせよ07年の日本の最高裁判所の判決により、一度は裁判による救済の道を閉ざされた原告らにとっては韓国の裁判所において救済が図られる可能性が高まり、被告企業にとっては65年の日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決された」はずの請求権問題が再浮上することとなった。

大法院判決を受けてソウル高等法院は13年7月10日、プサン高等法院は同月30日に原判決を取消し原告勝訴の逆転判決を言い渡した。大法院判決後の12年10月24日にクァンジュ地方法院に提訴された「三菱名古屋クァンジュ訴訟」でも13年11月1日に原告側の請求を認める判決が出され、15年6月24日にはクァンジュ高等法院が被告企業の控訴を棄却している。

(3) 韓国における主な訴訟

大法院判決を契機に韓国では13年以降、日本企業を被告とする集団訴訟が相次いで提起された。これは「不二越ソウル訴訟」の一審でソウル中央地方法院が13年2月「大法院判決によって権利が行使できない障壁事由が消滅したと解する余地はある」と述べ、大法院判決の宣告日から民法766条第1項の規定する短期消滅時効である3年以内に訴訟を提起した場合には障壁事由が消滅する可能性を示唆したためと解されている[29]。

本稿執筆時点で、筆者が確認している韓国国内で審理中の戦後補償訴訟は以下の10件であり、うち3件（①②④）は大法院に上告中である。（以下、提訴日順）

①「三菱広島プサン訴訟」
＊日本での裁判は07年11月1日に確定
プサン地方法院：00年5月1日　提訴
07年2月2日　棄却（原告敗訴）
プサン高等法院：09年2月3日　棄却（原告敗訴）
大法院：12年5月24日　原判決取消・差し戻し（原告勝訴）
プサン高等法院：13年7月30日　棄却（原告勝訴）上告
②「旧日本製鉄大阪ソウル訴訟」

＊日本での裁判は03年10月9日に確定
ソウル中央地方法院：05年2月28日　提訴
08年4月3日　棄却（原告敗訴）
ソウル高等法院：09年7月16日　棄却（原告敗訴）
大法院：12年5月24日　原判決取消・差し戻し（原告勝訴）
ソウル高等法院：13年7月10日　棄却（原告勝訴）上告

③「旧日本製鉄大阪ソウル2次訴訟」
ソウル中央地方法院：05年3月11日　提訴

④「三菱挺身隊クァンジュ訴訟」
＊日本の裁判は08年11月12日に確定
クァンジュ地方法院：12年10月24日　提訴
13年11月1日　容認（原告勝訴）
クァンジュ高等法院：15年6月24日　棄却（原告勝訴）上告

⑤「不二越挺身隊ソウル訴訟」
＊日本の裁判は不二越2次訴訟　11年10月確定
ソウル中央地方法院：13年2月13日　提訴
14年10月30日　容認（原告勝訴）控訴

⑥「三菱広島ソウル訴訟」
＊日本での裁判は2007年11月1日に確定
ソウル中央地方法院：13年7月1日　提訴

⑦「三菱名古屋クァンジュ訴訟」
クァンジュ地方法院：14年2月27日　提訴

⑧「アジア太平洋ソウル訴訟」
（いわゆる「第1次千人訴訟」）
ソウル中央地方法院：13年12月21日　提訴

⑨「アジア太平洋ソウル2次訴訟」
（いわゆる「第2次千人訴訟」）
ソウル中央地方法院：15年4月21日　提訴

⑩「不二越挺身隊ソウル2次訴訟」
ソウル地方法院：　15年4月　提訴

（4）大法院判決の背景

大法院判決の背景には、慰安婦問題での韓国政府の不作為を憲法違反とした11年8月30日の憲法裁判所判決を強く意識したものだとする見方や、大法院民事2部の主任判事だったキム・ヌンファン（金能煥）判事がノ・ムヒョン政権時に任命された左派系判事だったからといった指摘も見受けられる。キム判事は判決の2か月後に6年間の任期を終えて判事生活を終えており、キム判事にとっては裁判官人生を締めくくる思いのこもった判決であったことは容易に推測される。しかしその決定がもたらす結果の重大性から考えれば、個人的な思い入れだけで判断が示されたとは到底思えない。韓国の司法関係者の内部情報によると、言い渡しにあたっては通常の裁判よりもかなり入念な内部検討が行われたとのことである。

ただ一般論として韓国の司法は世論に敏感とされており、世論を意識した判断が示されることが少なくない。最近でも旅客船「セウォル号」の事故での船長の裁判やいわゆる「ナッツリターン」事件での大韓航空元副社長の裁判など世間の関心が高い事件ではかなり恣意的な訴訟指揮も見受けられる。とりわけ大法院の13人の判事は国会の承認決議が必要であり人事聴聞会法に基づいて国会での人事聴聞会を受けなければならない。司法と行政府との関係でも、日本の司法が統治行為論に基づいて行政の裁量権を広く認め政治的な判断を回避する傾向が強いのに対し、韓国の司法は政治との距離が近く「人権の砦である司法府が過去清算の責任ある最終的解決者とならねばならない」[30]といった使命感が強い。大法院の判断には、日本での司法救済の道が閉ざされたにも関わらず韓国政府による救済が進まないことを憂慮し、司法府としての責任を果たさねばならないという意識も強く働いたものと推量される。

（5）大法院判決の反響

大法院判決の後、日本企業を相手取った賠償訴訟が数多く提起されたことは前述の通りである。

韓国政府の反応は、大法院判決後とソウル高等法院差し戻し審判決後で微妙に異なっている。大法院判決の後、韓国外交通商部の報道官は「韓国政府がこれまで取っていた立場を完全に覆すものではない」と述べている[31]。一方、差し戻し審判決後の報道では「訴訟が終了した段階で必要な措置があれば関係官庁と協議し検討する」とトーンダウンした[32]。韓国政府も表向きは「司法に行政は介入できない」という建前論をとりながらも司法による救済を支持する国内世論を無視する

こともできず、他方、大法院判決を肯定すれば8項目請求や請求権協定後の補償措置など従来の立場を自ら否定することにもなりかねず、極めて難しい立場にある。

日本政府は「日韓請求権協定によって完全かつ最終的に解決済み」との従来の主張を繰り返すとともに日韓外相会議などの場で懸念を伝えている。経団連、日本商工会議所、経済同友会、日韓経済協会の経済4団体も共同で声明を出して「今後の韓国への投資やビジネスを進める上での障害になりかねず両国間の貿易投資が冷え込むなど良好な両国関係を損ないかねない」として強い憂慮を表明した(33)。

このように大法院判決に対する両国政府の反応には微妙な違いはあるものの、両政府は「あくまでも民と民の間の問題」として距離を置き、少なくとも表面上は争点化を避けるよう振舞ってきた。しかしことしになってこの問題は思わぬ形で噴き出すこととなった。「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録をめぐるごたごたである。

世界遺産への登録をめぐって韓国政府は「日本側が推薦している施設に多くの朝鮮半島出身者が強制徴用された」として登録に反対する立場を表明、ユネスコ世界遺産委員会の委員国に登録に賛成しないよう働きかけを行った。外交当局者の協議を経て6月21日に東京で開かれた日韓外相会議で決着が図られたかに思われたが、世界遺産委員会での韓国側代表団の発言内容をめぐって日韓の調整が難航し、登録決定が一日延期される異例の展開となった。当初、韓国側はforced laborという単語を使おうとしていたが、日本側がこれに反発し最終的にはforced to workという表現に統一されることになった。

ユネスコ日本政府代表部の佐藤地大使は登録後の演説で「いくつかの施設において、1940年代に自分の意志に反して送致され（brought against their will）過酷な条件下で働くことを強いられた（forced to work under harsh conditions）多くの朝鮮人等が存在したこと、また日本政府が徴用政策を実行したこと（implemented its policy of requisition）、これらの事実の理解を可能にする措置を取る準備ができている」と発言した。同日深夜、岸田外務大臣は臨時記者会見で「朝鮮半島出身者の徴用の問題を含め、日韓韓の財産、請求権の問題は完全かつ最終的に解決済みであるという立場に変わりはない。韓国政府は、今回の我が国代表の発言を、日韓韓の請求権の文脈において利用する意図はないと理解している。“forced to work”の表現等は強制労働を意味するものではない」と述べた(34)。“forced labor”はILO第29号条約（強制労働に関する条約）違反であることから元徴用工裁判への影響を憂慮しての発言と見られる(35)。大法院判決は日韓外交にも少なからぬ影響を及ぼしているのである。

(6) 今後の見通し

被告企業からの上告理由書は14年の5月には大法院に提出されたにも関わらず、本稿執筆時においても判決が言い渡される兆候はなく主任判事の異動が行われるなど判決を急いでいる様子も伺えない。小法廷での判決がいつ出てもおかしくない状況ではあるが、小法廷の4人の判事のうちひとりでも従前の決定を再検討する必要があると判断すれば、事件は大法廷に移管され判決はさらに先延ばしになる。その場合は先の小法廷とは別の判断が示される公算が大きい。和解を勧告する可能性も指摘されているが、大法院の原判決破棄判決後、同種の訴訟が韓国各地で起こされていることから被告企業がこれに応じる可能性はきわめて低いと思われる。

仮に再上告審において原告勝訴の判決が確定し被告企業が損害賠償の支払いに応じない場合には、強制執行によって韓国国内にある財産の差し押さえが行われることになる。このような事態になれば、日韓請求権協定によって「完全かつ最終的に解決済み」とする65年体制のみならず、サンフランシスコ体制をも覆すことになりかねない。今後、元徴用工、元軍人、軍属、さらには元慰安婦、サハリン残留韓国人、原爆被害者からも日本企業に賠償責任を求める請求が殺到し、被告企業は際限ない賠償責任を負わされることになる。韓国人原告同様、07年4月の最高裁判決によって救済の道を断たれた中国人原告からの異議申し立てが

再燃する可能性も大である。高度な政治外交問題になるだけでなく、日本企業の韓国や中国での経済活動にも深刻な影響が出ることが懸念されている。大法院は「原告らの損害賠償請求権については、請求権協定で個人請求権が消滅しなかったのはもちろん、大韓民国の外交的保護権も放棄しなかったと解するのが相当」との判断を示しており、仮に上記判断が大法院で確定すれば、相互保証が失われたことを理由に日本政府が外交保護権を行使する可能性すらあるように思える。そのような事態になれば65年体制は完全に崩壊してしまう。

日本弁護士連合会と大韓弁護士協会は裁判によらない解決を模索しているとされ、日韓両政府と経済界が拠出する財団によって自発的な補償と謝罪を行う妥協策が検討されている[36]。しかし韓国側の被害者団体からは日本政府や企業が財団に参加する保障がないという懐疑的な意見も出され、慰安婦問題を支援している韓国挺身対問題対策協議会（挺隊協）は「賠償金さえ供託すれば慰安婦問題を解決できるという誤った信号を与えることになる」として財団への参加には消極的とされる[37]。

以上、述べてきたように12年5月の大法院判決は、司法による救済の道を再び拓いたという点では原告側にとって画期的なものではあったが、韓国政府が請求権協定の枠外としている慰安婦問題とは異なり、日韓国交正常化交渉時の8項目要求にも盛り込まれノ・ムヒョン政権時の民官共同委員会でも請求権協定の対象とされた元徴用工の請求権を未解決と断じた点で日本の裁判で確定した判決を真っ向から否定するにとどまらず、65年以来、幾多の困難を乗り越えながらガラス細工のようにして築き上げてきた両国関係の根幹を揺るがしかねない危険を孕んでいる。大法院判決が確定してしまえばこれを覆すことは不可能であり、三権分立の原則から行政がこれに介入することもできない。外交当局者や弁護団どうしの意見交換は行われているにしても、現実的にはいつ出るかわからない判決を前に「パンドラの箱が開かないことを祈る」という消極的かつ受け身の防御しかできないのが現状である。

まとめ

元徴用工をめぐる問題は古くて新しい問題である。その根底には35年間の植民地支配や内地と朝鮮半島との経済格差、そして朝鮮民族に対する差別があった。植民地支配は日本の敗戦によって終結したものの、韓国は参戦国と見做されずサンフランシスコ平和条約に加わることができなかった。

賠償問題は1965年の日韓請求権協定によって一応の政治的な解決が図られ決着したかに見えたが、韓国の民主化と冷戦の終結によって新たな展開を遂げることとなった。韓国政府は追加的な救済措置を迫られ、日本においても元徴用工らを原告とする訴訟が提起された。しかし賠償請求は国家無問責や消滅時効などの壁に阻まれて一部を除いてことごとく退けられ、日本の司法による救済の道は2007年4月の最高裁判決によって完全に閉ざされることとなった。“政治の限界”によって救済を得ることができなかった元徴用工は、今度は“司法の限界”によって行く手を阻まれることとなったのである。その理由とされたのは、皮肉にも韓国が加わることのできなかった「サンフランシスコ条約の枠組み論」だった。14年間の日韓交渉と幾多の戦後補償訴訟の結果得られたのは「個人の請求権はあっても裁判上訴求できない」という“救済なき権利”に過ぎなかったのである。深刻な被害を認定しながらも法による救済を実現できなかった裁判所は、道義的な責任に基づく自発的な措置を促したが和解が実現したのはごく一部に留まった。韓国の裁判所に提起された訴訟でも、日本判決の既判力（外国判決承認要件）や消滅時効などを理由に原告敗訴が続いた。

事態は12年5月の大法院判決によって大転換した。日韓請求権協定は植民地支配に対する賠償を請求するためのものではなかったと断じ、国家権力が関与した反人道的行為や植民地支配と直結した不法行為は協定の適用対象に含まれないとして「サンフランシスコ条約の枠組み論」を排除したのである。判決は日韓国交正常化交渉の最大の争点だった「併合源泉無効論」を根拠とするものだった。

大法院判決から3年あまり、戦後70年の節目を迎えた2015年は歴史認識をめぐる日韓両国の葛藤がこれまでになく際立つ年となった。日本政府は頑なに「解決済み」を主張し、韓国政府は「誠意ある対応」を求め政府レベルでの歩み寄りの兆候は見られない。そんな中で民間レベルでは注目すべき動きも見られた。終戦の日を前にした7月19日、三菱マテリアルの木村光常務執行役員はロサンゼルスのサイモン・ウィーゼンタール・センターで米国の元捕虜と面会し、劣悪な環境で強制労働させた道義的な責任を認め謝罪したのである。三菱マテリアルの前身である三菱鉱業は戦前から三菱グループの中核企業として炭鉱や鉱山経営を行っていた。三菱マテリアルは別会社論を主張せず英国やオーストラリア、オランダなどの被害者に対しても謝罪を行うという。一部報道によれば中国人の元徴用工との間でも、ひとりあたり10万元（約200万円）の和解金を基金方式で支払うことで和解交渉が進められているとのことである。中国側の6つの被害者団体のうち1団体は8月3日声明を発表し三菱側の和解案を受け入れる考えを表明している。しかし三菱側は、韓国人元徴用工については係争中であるとして和解に応じる用意はないとしている[38]。司法による救済の道を再度開いた大法院判決がむしろ足枷になっているという皮肉である。同社の社外取締役の岡本行夫氏は、朝鮮人は日本人と同じ労働条件下に置かれていたうえ、日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決している」として「戦争捕虜や中国人労働者とは労働条件の相違だけでなく法的地位も異なっている」と強調している[39]。

戦時下とはいえ、日本の炭鉱や事業所に徴用された朝鮮半島出身者が堪え難い苦しみと悲しみを味わったことは日本の裁判所も認めているところであり、日本政府も繰り返し遺憾の意を示してきた。韓国政府も何度も法律を作り救済を重ねている。それにも関わらず、元徴用工問題が収束しないのは、日本においても韓国においても、また行政によっても司法によっても十分な救済が行われなかったためと言わざるを得ない。他方、被害の救済にあたっては経済的、制度的な限界があり、どこかで線を引かなくてはならないことも事実である。花岡訴訟で採用され三菱マテリアルの和解案にも盛り込まれているとされる基金方式による和解はひとつの選択枝として検討に値するものであり、日本と韓国に留まらず第二次世界大戦の戦禍を被ったアジア太平洋諸国にも拡大することを期待したい。

〈参考文献〉

●単行本

朴慶植　1965.『朝鮮人強制連行の記録』未来社。

戦後補償問題研究会編　1991.『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』明石書店。

編集委員会編　1992.『ハンドブック戦後補償』梨の木社。

金東祚　1993.『韓日の和解　日韓交渉14年の記録』サイマル出版。

大江志乃夫他編　1993.『岩波講座　近代日本と植民地5　膨張する帝国の人流』岩波書店。

中村政則他編　1995.『戦後日本　占領と戦後改革　第5巻　過去の清算』岩波書店。

李東元　1997.『韓日条約締結秘話』PHP研究所。

朝日新聞戦後補償問題取材班　1999.『戦後補償とは何か』朝日新聞社。

今村嗣夫他編　1999.『戦後補償法　その思想と立法』明石書店。

池明観他　2002.『日韓の相互理解と戦後補償』日本評論社。

大久保史郎他　2003.『現代韓国の民主化と法・政治構造の変動』日本評論社。

高木善隆他編　2005.『戦後補償と国際人道法』明石書店。

中国人戦争被害賠償請求事件弁護団編　2005.『砂上の障壁　中国人戦後補償裁判10年の軌跡』日本評論社。

李鐘元他編　2011.『歴史としての日韓国交正常化（1）東アジア冷戦編』法政大学出版局。

李鐘元他編　2011.『歴史としての日韓国交正常化（2）脱植民地化編』法政大学出版局。

外村大　2012.『朝鮮人強制連行』岩波書店。

ジョージ・アキタ他　2013.『日本の朝鮮統治を検証する』草思社。

浅野豊美編著　2013.『戦後日本の賠償問題と東アジア地域再編』慈学社出版。

北原惇　2014.『戦争犯罪と歴史認識』家伝社。

ブランドン・パーマー　2014.『検証　日本統治下朝鮮の戦時動員』草思社。

吉澤文寿　2015.『日韓会談　戦後日韓関係の原点を検証する』高文研。

木宮正史・李元徳編　2015.『日韓関係史1965-2015（1）政治』東京大学出版会。

●論文など
山手治之　2001 ～ 08 年.「第二次大戦時の強制労働に対する米国における対日企業訴訟について」『京都学園法学』33 ～ 47 号、54・55 号。
松本克美　2001 年 1 月.「日本の戦後補償訴訟の現状と課題」『立命館国際地域研究』第 17 号。
吉田邦彦　2001 年 12 月 15 日～ 02 年 4 月.「在日外国人問題と時効法学･戦後補償 (1)～(6)」『ジュリスト』。
2002 年 3 月.「戦後補償訴訟の新展開～安全配慮義務及び時効･除斥期間問題を中心に」『立命館法学』283 号。
2004 年 7 月.「未解決の個人の戦争被害と司法の救済～戦後補償裁判とその法律争点」『文教大学国際学部紀要』第 15 巻 1 号。
小松一郎　2007 年 1 月.「国際法の履行確保と国内裁判所による国際法の適用」『国際紛争の多様化と法的処理』信山社。
太田修　15 年 3 月.「日韓会談文書全面公開を求める裁判に対する陳述書」『佛教大学　歴史学部論集』5 号。
金昌禄　2008 年 2 月.「韓国における韓日過去清算訴訟」『立命館国際地域研究』26 号。
金仁徳　2008 年 2 月.「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会の活動と課題」『立命館国際地域研究』26 号。
韓寅燮　2008 年 2 月.「国家機関による人権侵害、その司法的救済方案」『立命館国際地域研究』26 号。
李在承　2008 年 2 月.「過去清算の法哲学」『立命館国際地域研究』26 号。
国立国会図書館調査及び立法考査局　2010 年 4 月.「対日抗争期強制動員被害調査関連法の制定」『世界の立法』。
内田雅敏　2010 年 5・6 月.「花岡和解から西松和解へ～中国人強制連行・強制労働」『立命館法学』333・334 号。
殷勇基　2015 年 6 月 14 日.「日韓関係における戦争責任･戦後責任・植民地責任と被害者補償」アジア国際法学会日本協会第 6 回研究大会資料。
ロー・ダニエル　2015 年 3 月.「日韓国交正常化 50 年～徴用工賠償問題と “1965 年体制” の風化」『外交』Vol. 30
●ホームページ
「日本弁護士連合会 戦後補償のための日韓共同資料室」http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/nikkan_shiryo.html
「中国人戦争被害者の要求を実現するネットワーク（すおペイネット）」http://www.ne.jp/asahi/suopei/net/8_new/ibento.htm
「戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会」http://www.koukun.com/sengohoshou/index.htm
「戦後補償をめぐる最近の動き」山手治之 http://page.freett.com/haruyamate/index.htm

(1) 本稿は、すべて私個人の見解であり、他のいかなる機関の立場や見解を代表するものではない。
(2)「対日賠償要求の根拠と要綱」(『対日賠償要求調書』) 1949 年。
(3)『朝鮮人強制連行』外村大、岩波新書、12 年 3 月。
(4)「朝鮮の労務動員」海野福寿『岩波講座　近代日本と植民地第 5 巻』93 年 4 月。
(5) 岡崎トミ子参議院議員への政府答弁書など、06 年 6 月 15 日。
(6) 日本政府は、韓国政府からの要請を受けて調査を行い、91 年と 92 年に計 10 万 7911 人の名簿の写しを駐日韓国大使館に提出している。
(7) 海野福寿、前掲書。
(8) 外村大、前掲書。
(9) 海野福寿、前掲書。
(10)『朝鮮人強制労働の記録』朴慶植、未来社、1965 年。
(11) 浅野豊美は「歴史問題を封印してきた国交正常化の枠組み」として 3 つの時期に分類している。「民主化の代償」『日韓関係史 1965-2015（1）政治』東京大学出版会、2015 年 6 月。
(12)「韓国における韓日過去清算訴訟」金昌禄『立命館国際地域研究』第 26 号、2008 年 2 月。
(13) 金昌禄、前掲書。
(14) 参議院予算委員会で外務省柳井条約局長の答弁、1992 年 8 月 27 日。
(15) 参議院外交防衛委員会での外務省海老原条約局長の答弁、2001 年 3 月 22 日。
(16)「日本の戦後処理条約における賠償・請求権放棄条項（1)」山手治之『京都学園法学』2001 年第 1 号。
(17)「日本の戦後処理問題に関する質問」に対する政府答弁書、2003 年 1 月 28 日。
(18) 最高裁判所第二小法廷判決、2007 年 4 月 27 日。
(19) 戦後賠償訴訟では、前記「花岡訴訟」のほか「不二越一次訴訟」などもこの時期に和解している。
(20)「日帝強制動員被害者人権財団法律案の現況」チャン・ワニク（張完翼)、2015 年 4 月 7 日。
(21) この点については、後述するように韓国の裁判所においても同様である。
(22) 戦後補償訴訟については、日本弁護士連合会のホームページ「戦後補償のための日韓共同資料室」に一覧表が掲載される予定とのことである。
(23) 原告らは 00 年 5 月 1 日三菱重工を相手取ってプサン地方法院に提訴し係争中。
(24) 原告らは 05 年 2 月 28 日にソウル中央地方法院に提訴し係争中。
(25) 原告らは 12 年 10 月 24 日に韓国クァンジュ地方院に提訴し係争中。
(26) 外務省報告書によると死亡率は 17.5％で 50％を超える事業所もあった。

(27) 和解内容は第三章を参照のこと。15年6月26日には生存者遺族9人が国を相手取って損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こし係争中。
(28)「花岡和解から西松和解へ～中国人強制連行・強制労働」内田雅敏『立命館法学』333・334号、10年5・6月。
(29) 障壁事由が消滅する起点を大法院判決確定時とする見方もあり、時効については定まった見解があるわけではない。
(30)「国家機関による人権侵害、その司法的救済方案」韓寅燮『立命館国際地域研究26号』08年2月。
(31) 日本経済新聞電子版、12年5月29日。
(32) 連合ニュース、13年7月11日。
(33) 経済4団体による共同声明、13年11月6日。
(34) 岸田外務大臣臨時会見記録、外務省、15年7月5日、22時49分。
(35) 強制連行や強制労働がILO29号条約に反していると認定した判決はないが、03年ILO条約勧告適用専門家委員会（CEACR）は批准条約の適用状況に関する年次報告書の中で「戦時下の強制徴用は条約違反であった」とする見解を示している。専門家委員会の見解は法的拘束力を有するものではなく、同条約も2条2項dで「戦争の場合において強要せられる労務は適用が除外される」と規定しているが、専門家委員会が日本政府に対し“何らかの対応”を取るよう再三にわたって促していることは留意すべきである。
(36)「日帝強制動員被害者人権財団設立に関する法律案」など。
(37)「日帝強制動員被害者人権財団法律案の現況」チャン・ワニク（張完翼）、15年4月7日、プサン判決を考えるシンポジウム配布資料。
(38) 共同通信、15年7月23日など。
(39) 東洋経済ONLINE、15年8月6日。